

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、最高の価値とサービスを提供するグローバル企業として、全てのステークホルダーの信頼に応えるため、持続的成長と中長期的な企業価値向上を図ることを経営の基本方針としております。

その実現に向け、当社は、経営の透明性、健全性、効率性を確保するべく、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営上の重要課題の1つとして位置付けており、監査役会設置会社として、取締役会と監査役による業務執行の監督を強化するとともに、取締役会は、取締役及び執行役員に対して権限移譲を進め、事業運営に関する迅速な意思決定による効率的な業務執行を行うなど、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
名屋佑一郎	4,702,400	17.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,848,500	6.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	757,800	2.82
株式会社メイコー	629,244	2.34
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	628,831	2.34
名幸興産株式会社	608,400	2.26
有限会社ユーホー	521,000	1.94
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE - AC)	514,469	1.91
名屋 晴行	468,500	1.74
株式会社SBI証券	446,800	1.66

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中野創	他の会社の出身者							○				

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中野創		株式会社地域経済活性化支援機構シニアディレクターを兼任しており、同社を出資者とする地域中核企業活性化投資事業有限責任組合は、当社との間でA種優先株式の引受契約を締結しております。	公認会計士として会社経営に携わった豊富な経験と幅広い見識をもとに、財務、会計に関する専門性を当社の経営、監督に反映いただくため、社外取締役として選任をしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は経営を公正に行い、その透明性を図るため、経営監視機能を監査役、会計監査人および代表取締役直轄の内部監査部門を設け、各々が連携をとりながらコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

当社の企業統治体制につきましては、監査役制度を採用しており、平成29年6月27日現在において、取締役7名(うち社外取締役1名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
砂田有史	他の会社の出身者							○						
原田隆	他の会社の出身者													○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
砂田有史		株式会社地域経済活性化支援機構シニアディレクターを兼任しており、同社を出資者とする地域中核企業活性化投資事業有限責任組合は、当社との間でA種優先株式の引受契約を締結しております。	弁護士としての企業法務を専門分野とした豊富な経験と幅広い見識をもとに、その専門性を当社の監査に反映いただくため、社外監査役として選任をしております。
原田隆	○	——	ソニーグループにて常勤監査役を各社歴任され、その豊富な経験に基づく知見を当社の監査に反映いただくため、社外監査役として適任であると判断し、選任をしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 **更新**

各役員の担当業務等の業績結果を個々の役員報酬および賞与の査定に反映することで、現時点では十分と考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社取締役の報酬は招集通知に記載しホームページに開示しております。
取締役の報酬額は取締役8名に対し総額8,783万円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新	あり
------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、平成18年6月29日開催の株主総会の決議により、取締役全員の報酬総額の限度額として年額4億円以内と定めております。また、個々の取締役の報酬額については、当社業績、世間水準ならびに当該取締役の役割および貢献度等を勘案し、相応しい額を代表取締役社長にて検討し、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

毎月開催される取締役会、執行役員会その他経営に係る重要な会議において活発な議論がされるよう、会議資料を事務局から事前に提供し、また、必要に応じて事前説明を行っております。
また、当社は、必要な監査役業務補助者を当社の使用人が兼任し、監査役の指示の下で情報収集、調査および書類保管などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査役会設置会社の体制を採用し、また、取締役においても社外取締役を1名選任することで、経営に対する監査・監督機能を確保しております。現状のガバナンス体制については以下のとおりであります。

(取締役会)

当社の取締役会は7名で構成され、うち1名は社外取締役を選任しております。月1回以上開催し、法令、定款、社内規則等に従って、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の業務執行の監督をしております。

(執行役員会)

当社は執行役員制度を導入しており、会社の業務執行に関する重要事項を審議する執行役員会を開催しております。また、取締役会から執行役員への権限移譲を進め、業務執行の効率化を図っております。

(監査役会)

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤の社外監査役2名の計3名であります。3名全員が、取締役会他、社内の重要な会議に出席し、専門的知識や経験に基づき、客観的な立場から、取締役の職務執行の監査を行っております。

(内部監査部門)

当社は内部監査部門を設置し、当社グループの法令遵守、内部統制の有効性等について、定期的に各部門、各工場、各子会社を監査しております。また、監査役会および会計監査人と情報および意見交換を行うなどして連携を図り、内部監査の実効性向上に努めております。

(顧問弁護士・会計監査人)

当社の事業に関し、法律上の判断が必要とされる場合、適宜、法律事務所に相談し、助言を受けております。
会計監査については、あずさ監査法人に委嘱し、公正かつ適正な会社法監査および金融商品取引法監査を受けております。

なお、当社は、非業務執行取締役、監査役および会計監査人との間で会社法427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約の概要は、同法第423条第1項の責任につき、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度額とするものであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は執行役員制度を導入し、取締役会から執行役員への権限移譲を進め、経営の効率化と迅速化を確保する一方で、社外取締役および社外監査役を中心として客観的な立場で重要な経営事項の意思決定及び業務執行の監査・監督をタイムリーに行うという観点から、現状のガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は集中日を避け、平成29年6月27日(火曜日)に開催をいたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文での提供は当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページへ掲載しております。 http://www.meiko-elec.com/ir/policy.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎決算期に、社長による、アナリスト・機関投資家向けに定期的な説明会を実施しているほか、担当役員によるスモールミーティングを数回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料、決算説明会資料等 http://www.meiko-elec.com/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「コンプライアンス規程」および「メイコーグループ行動規範」において、株主や取引先、地域社会等の全てのステークホルダーの立場を重視し、かつ信頼が得られる経営の実現を目指すことを規定するとともに、メイコーグループ全社員に対してそれら規程類の周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	全工場のISO14001取得、グリーン調達、RoHS指令に基づく部品調達など、環境保全に関する活動を積極的に行っているほか、コンプライアンス、セキュリティ、社会貢献、IR、等CSR活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	CSR報告書を当社ホームページで公表しております。 http://www.meiko-elec.com/csr/index.html

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムといたしましては、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会で定めております。その基本方針は次のとおりであり、当社は同方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備しております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び執行役員は、「メイコー経営理念」を通じて、当社及び当社子会社（以下、メイコーグループという。）における企業倫理の確立並びに取締役等及び使用人による、法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「メイコーグループ企業行動憲章」及び「メイコー行動規範」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性について、情報発信及び教育を通じて、メイコーグループにおける周知徹底をはかる。

コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス施策の立案・実施・モニタリング及びコンプライアンス違反事件についての分析と検討を行い、その結果を踏まえて再発防止策の立案・実施を推進する。

監査役は、独立した立場から内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。また、内部監査部門は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査する。

取締役は、法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。

総務本部は、総務部門、人事部門及び第三者機関を情報提供先とする内部通報制度を整備し、メイコーグループにおける法令もしくは定款違反及び社内規程違反の発見、またはそのおそれのある事実の早期発見のため、その利用を促進する。

当社は、「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

b. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役及び使用人の職務執行に係る情報・文書について、情報セキュリティ方針、文書管理規程及び各管理マニュアルに基づき、文書もしくは電磁的記録により、適切に保存、管理を行う。

当社は、取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が、随時これらの文書を閲覧できるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

当社は、技術上及び営業上の秘密について、「文書管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理する。

当社は、個人情報保護法における個人情報について、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、メイコーグループを取り巻く、環境、災害、品質、情報セキュリティ等様々なリスクを想定して、「リスク管理基本規程」及び「緊急時対応マニュアル」の整備を行い、危機発生防止に努める。

当社は、メイコーグループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。

当社は、お客様の生産計画への影響を最小限におさえるべく、B C P (Business Continuity Plan) を作成し、緊急時に備える。また、メイコーグループ会社において B C P を作成させ緊急時に備える。

総務本部は、メイコーグループにおいて、重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したとき、直ちに代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、統括的な危機管理を行うと同時に再発防止に努める。

当社は、リスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、メイコーグループのリスク管理の実施について監督する。

リスク管理委員会は、経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会及び執行役員会において報告するものとし、特に重要なものについては取締役会及び執行役員会において十分な審議を行うものとする。

内部監査部門は、メイコーグループにおけるリスク管理体制及びリスク管理の実効性について監査する。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定期的に取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行う。

取締役会は、メイコーグループの重要事項の決定並びに取締役の職務遂行状況の監督を行う。

取締役会は、メイコーグループの中期経営目標並びに年間事業計画の決定と職務権限や意思決定ルールの方針、及び月次・四半期業績管理を行う。

取締役会は、執行役員会、取締役及び執行役員に対して権限移譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定による効率的な業務執行体制を構築する。

当社は、取締役会及びその他の業務執行の意思決定会議において、課題に対する進捗状況を確認し、適宜、改善策を実施する。

e. メイコーグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「メイコーグループ企業行動憲章」及び「メイコーグループ行動規範」を通じて、子会社の取締役及び使用人による遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。

当社は、メイコーグループにおける経営の健全性及び効率性の向上をはかるため、各子会社について、取締役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めるとし、当該主管部門は、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対して、当該子会社の事業運営に関する重要な事項について当社への報告もしくは承認同意を必要とさせるほか、特に重要な事項については当社の取締役会へ付議を行わせる。

当社は、「リスク管理基本規程」に基づき、子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

当社は、子会社を含め、全ての事業に関わるリスク管理を適切に行うため、リスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスク管理にかかわる課題・対応策を審議する。

当社の内部監査部門は、子会社の内部監査部門と連携して、業務の適正性に関する子会社の監査を行う。

監査役は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、メイコーグループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行い、連携をはかる。

当社は、メイコーグループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化をはかる。当社の各部門及び当社子会社は、関連する部門の支援の下で、これを実施する。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な監査役業務補助者を、当社の使用人から任命する。使用人の人数、人選等については、監査役と取締役が協議して決定する。

g. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の評価、任命、解任、人事異動等について、監査役の同意を得た上で決定する。

h. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に關し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

当社は、前項の使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業

務を優先させる。

i. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、株式会社メイコー及びメイコーグループ各社において著しい損害を及ぼすおそれのある事項や、重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく監査役へ報告する。

当社は、子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制として、以下 から について定める。

子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、メイコーグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、または、メイコーグループのヘルプライン(内部通報)に通報する。

ヘルプライン(内部通報)の担当部門は、メイコーグループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、当社取締役、監査役及び取締役会に対して報告する。

当社の内部監査部門、法務部門、総務部門等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

j. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「内部通報規程」に基づき、監査役への報告を行ったメイコーグループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をメイコーグループの役員及び使用人に周知徹底する。

k. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

当社は、監査役の職務の執行について生ずる合理的な費用等の支払いをするため、毎年、一定額の予算を設ける。

l. 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、代表取締役と監査役との間において、定期的に意見交換の機会を設けることにより、監査役が実効性ある監査を行うことができるように努める。

監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換による連携を図る。

監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席することができる。

当社は、常勤の監査役に対しては、独立した執務室を提供する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の反社会的勢力の排除体制については、内部統制システムに関する基本方針に、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」及び関連マニュアルに従い、神奈川県企業防衛対策協議会等、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応することとしております。また、警察署長OBが常駐していることで有事に備えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

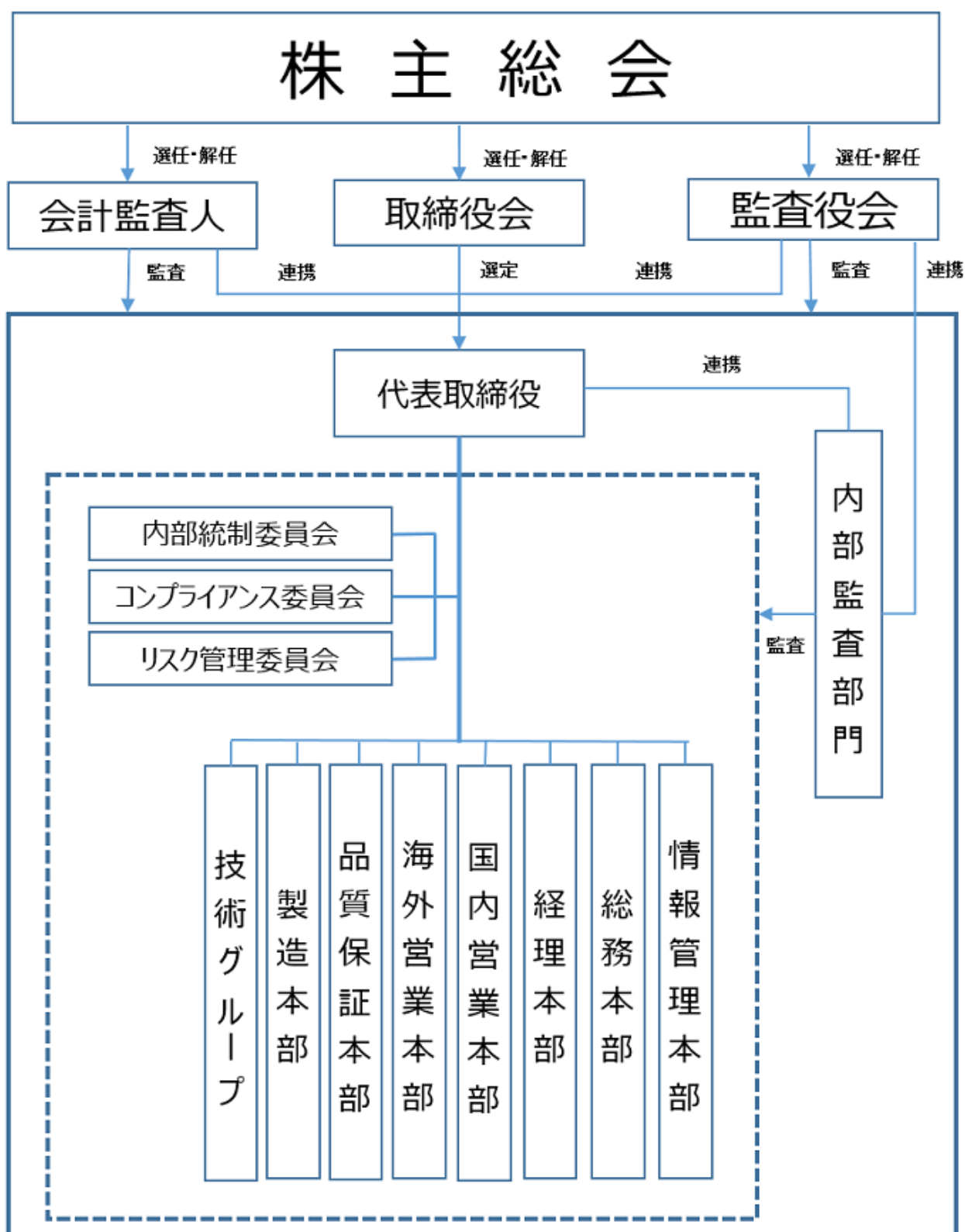
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社は、現在は買収を受けにくい株主構成であることから買収防衛策を導入しておりません。
今後、株主構成の変化により必要に応じて適切に対応いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

■コーポレート・ガバナンス体制についての模式図



■適時開示体制の模式図

